

令和2年6月8日

保 護 者 様

大阪市教育委員会
大阪市立大開小学校
校長 平野 大輔

保存版 非常変災時の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願ひいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 幼稚園、小学校及び中学校にあっては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
高等学校にあっては、学校の所在地において河川氾濫の警戒レベル3、警戒レベル4の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に警戒レベル4の対象区域となった場合には、児童等を下校・降園させず、建物（学校園外の建物を含む。）の3階以上に避難させるなど、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

福島区内

◎ 河川洪水等による避難勧告等の発令があった

場合の措置について

1. 午前7時の時点で、河川洪水等による河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が福島区内に発令されている場合は、福島区内の全市立幼稚園・小学校・中学校を臨時休業とします。

2. 午前7時以降、児童・生徒が登校するまでの間に福島区内に河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令された場合も同様に、幼稚園、小・中学校は臨時休業とします。

ただし、すでに登校している児童・生徒がいる場合は、安全確保に努めるとともに、保護者等の在宅確認を行い、保護者等への引き渡し、もしくは教職員引率等のもと下校させます。

(在宅確認できない場合は、学校待機)

3. 児童・生徒が登校した後に、福島区内に河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）が発令された場合、校園内にて児童・生徒の安全確保に努めます。小中学校においては、保護者等の在宅が確認できた児童生徒については、保護者等への引き渡し、もしくは教職員引率等のもと下校させます。

(在宅確認できない場合は、学校待機)

※ テレビ・ラジオなどのニュースにご注意いただき、児童の安全看護について、万全を期していただきますようお願い申し上げます。

※ 「いきいき活動」につきましても、「学校の措置に準じるものとします。」と連絡を受けていますので、併せてお知らせいたします。